

社会福祉法人制度の見直し検討に関する意見書

厚生労働省 社会・援護局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会

地域福祉推進委員会

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

全国福祉医療施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会

障害関係団体連絡協議会

全国厚生事業団体連絡協議会

高齢者保健福祉団体連絡協議会

社会福祉法人は、憲法第89条のもとに「公の支配」に属すると位置づけられ、憲法第25条の2項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とのもとに、公的責任の遂行の一環として、社会福祉事業を展開してきたところであり、今日、社会福祉の基盤をなす組織として存在しています。さらに、社会福祉法人は自主性、独立性のもとに、国民の福祉の向上を目的として、制度外の自主的、自発的な福祉支援活動も行ってきました。

わが国では、少子高齢化、人口減少社会の急進するなかで、多様化・複雑化する地域の福祉ニーズにこたえていくことが急務な課題とされており、社会福祉法人においては、セーフティネット機能を強化し、福祉サービスを必要とする人々の人権を守り、生活と生き方に寄りそって、さらなる福祉支援活動に取り組んでいくことが喫緊の課題となっております。

現在、厚生労働省社会保障審議会福祉部会にて、社会福祉法人の見直しに向けた審議がとりまとめに向けて進められておりますが、こうした社会福祉法人の原点のもとに、時代のニーズに的確に対応していける見直し内容としていただきたく、下記のとおり意見を提出いたします。

1. 社会福祉法人の自主性・自律性の尊重を基軸とすべきです

社会福祉法人が、今後も自らの経営努力のもとで、主体的かつ先駆的な実践に積極的に取り組むことができるよう、社会福祉法人経営の自主性・自律性を尊重する制度とすべきです。

2. 評議員会の設置は、社会福祉法人の実態を考慮した仕組みとすべきです

社会福祉法人の公益性を担保し地域の福祉ニーズに応じていくための法人経営の強化のため、すべての社会福祉法人について評議員会を必置とし、これを議決機関とする必要があります。その効率的で健全な運営のために評議員会の職務、要件等は、下記事項を参考として、検討してください。

また、一法人一施設の指導が行われてきた経過を踏まえ、社会福祉法人の規模等を考慮した仕組みも導入すべきです。たとえば、小規模な社会福祉法人の負担を勘案した仕組みとして理事、評議員定数の緩和(理事3名・評議員4名以上)や、評議員会必置にあたっての経過措置、さらには法人本部機能・体制強化策などを具体化するよう考慮していただきたい。

【評議員会の職務、要件等】

(1) 評議員会の議決を要する事項は、下記による。

- ① 役員(理事・監事)の選任・解任
- ② 決算、基本財産の処分
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 定款の変更
- ⑤ 残余財産の処分
- ⑥ その他、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(2) 評議員会は、年1回以上の開催。

(3) 評議員の選任は、事業に対する識見を有し、中立公正な立場から審議を行える者であることを重視した構成(親族、当該法人職員、公務員等の制限)を定款に定めた上で評議員会にて行う。(解任についても評議員会)

(4) 評議員は、理事・監事を兼ねることができない。

(5) 評議員の定数は、理事定数を超える数とする。

3. 財務規律は、法人の事業拡大、再生産を阻害しない基準とすべきです

社会福祉法人の公益性を担保する財務規律の基準は、法人の実態に照らし、事業継続に必要な財産(控除対象財産)の範囲を担保して、事業・活動の拡大、再生産、さらには災害に備えるための財産等の確保を阻害しないよう定めるべきです。

4. 公益活動は、法人の自主性、主体性のもとに実施する仕組みとすべきです

- (1) 地域公益活動は、社会福祉法人が自主的・主体的・自発的に、柔軟できめ細やかな支援が実施できる仕組みとすべきです。
さらに、社会福祉法人が所轄庁に対し承認申請を行い、所轄庁の承認を受けて実施するような不要な規制は現実的でないことから所轄庁への報告にとどめるべきです。
- (2) 地域公益活動の実施に向けた福祉ニーズの把握やネットワーク機能の活用については、地域住民、社会福祉施設・事業者、専門職など地域の多様な住民や団体の参加のもと、地域ニーズの把握や活動の合意形成を図っての地域福祉計画等諸計画の策定や市区町村社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員児童委員協議会等の既存組織の取り組みを十分活かすべきです。
- (3) 地域公益活動について、「公的制度による給付の対象となっていないこと」を要件としないでください。さらに、再投下対象財産の再投下計画において、本来事業の実施を阻害しないよう社会福祉事業に優先して地域公益活動を位置づけるという「優先順位づけ」は導入しないでください。
- (4) 社会福祉法人の公益活動を阻害している規制等は撤廃をしてください。

5. 退職手当共済制度は、重要な課題であり、慎重な審議が必要です

社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、福祉人材の確保・定着が急務な課題とされる現況にあつて、重要な福祉人材確保対策であり、本退職手当共済制度については慎重な検討を引き続き行ってください。